

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課）

制 度 名	保険会社等の異常危険準備金の延長		
税 目	法人税（租税特別措置法第 57 条の 5、第 68 条の 55） （同法施行令 第 33 条の 2、第 39 条の 83）		
要 望 の 内 容	<p>火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会（以下、「火災等共済組合等」という。）については、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、正味収入共済掛金の 4%（本則 2%）の損金算入が認められている。 本税制措置の適用期限を 3 年間（平成 33 年度末まで）延長する。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円 （ ▲37,100 百万円の内数） （ － 百万円）</p>
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>火災等共済組合等が、異常災害が発生した場合においても、共済金を確実に円滑に支払えるように異常危険準備金を十分に積み立て、財務基盤を確保することを目的とする。</p> <p>※ 中小企業等協同組合法に基づく火災等共済組合等は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べて経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等による経済的損失を補填する共済事業を通じて、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を提供し、中小企業者の発展に寄与している。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>火災等共済組合等について、契約対象者は中小企業、事業地域は都道府県単位に限定されていること等から、損害保険会社に比べて、事業規模が小さく、財務基盤が脆弱であるとともに、自然災害リスクの分散も十分ではない。そのため、予測が困難な異常災害の発生時においては、共済金の確実に円滑な支払いに支障をきたす可能性がある。</p> <p>平成 24 年 4 月の爆弾低気圧、平成 26 年 2 月の雪害では異常危険準備金を大きく取り崩しており、台風や集中豪雨等の異常災害は、発生時期や被害規模の予測が困難であることから、将来にわたって、異常災害に対応できる財務基盤を確保しなければならない。</p> <p>したがって、異常危険準備金の積立てを支援する本税制は、火災等共済組合等が共済金を確実に円滑に支払えるように財務基盤を確保することにより、契約者たる中小企業者の発展に寄与するため、引き続き必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
		政策の達成目標	火災等共済組合等が、契約者たる中小企業者に対して共済金を確実かつ円滑に支払えるように、異常危険準備金を確実に積み立てることにより、異常災害に対応できる財務基盤を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成34年3月31日（3年間） （火災共済に係る特例積立率）
		同上の期間中の達成目標	異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）を踏まえ、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する。
	政策目標の達成状況	異常危険準備金積立残高は、平成26年度までは異常災害の増加により取崩しが続いたことにより過去最低水準になったが、平成27年度以降は増加に転じている。 【異常危険準備金積立残高】 平成25年度 8,233百万円 平成26年度 6,689百万円 平成27年度 8,905百万円 平成28年度 9,324百万円 平成29年度 9,514百万円 ※ 出典：火災等共済組合報告値等	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成30年度見込 3団体（減収額 16百万円） 平成31年度見込 3団体（減収額 17百万円） 平成32年度見込 3団体（減収額 17百万円） 平成33年度見込 3団体（減収額 17百万円） ※ 出典：火災等共済組合報告値等
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	火災等共済組合等が異常災害に対応できる財務基盤を確保することにより、確実かつ円滑な共済金支払いを可能にし、契約者たる中小企業者の保護が確保されるとともに、中小企業者の発展に寄与することが可能となる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	—
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	—
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置における損金算入の特例4%は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災等共済組合45%、火災共済協同組合連合会60%以下の低水準の場合に限り認められるものであり、異常危険準備金の取り崩しの際に益金算入され課税されるものであるため、適切であるとともに必要最低限の措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【直近事業年度損金算入額】 平成27年度 92百万円（適用団体数 2） 平成28年度 88百万円（適用団体数 3） 平成29年度 87百万円（適用団体数 3） ※ 出典：火災等共済組合報告値等</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第57条の5、第68条の55 適用件数： 61件の内数 適用額： 1,573億円の内数 ※ 平成28年度適用状況</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）を踏まえ、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）まで積み立てる。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>異常危険準備金の残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）を踏まえ、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）を達成した。</p>

<p>これまでの 要望経緯</p>	昭和 28 年度	創設
	昭和 34 年度	火災等共済組合についても適用
	昭和 36 年度	火災共済協同組合連合会についても適用（積立率 7%）
	昭和 53 年度	積立率 6%
	昭和 55 年度	積立率 4.5%
	昭和 57 年度	積立率 4%
	昭和 59 年度	積立率 2.5%
	平成 5 年度	5 年間の延長（積立率 5%（本則 2.5%））
	平成 10 年度	3 年間の延長
	平成 13 年度	3 年間の延長
	平成 16 年度	3 年間の延長
	平成 19 年度	3 年間の延長
	平成 22 年度	3 年間の延長（積立率 4%（本則 2%））
	平成 25 年度	3 年間の延長
平成 28 年度	3 年間の延長	